

警備業務処理要領

1 総 則

この要領は、作業の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、軽微な内容で委託者が庁舎管理上必要と認めた業務は、状況に応じ委託料の範囲で実施するものとする。

2 警備箇所

北海道遠軽合同庁舎（所在地：遠軽町大通北5丁目1番27）

3 警備方法

事故の発生を警戒し、異常の早期発見と被害の拡大防止措置を施すことを目的とし、受託者が前項の施設に設置した機械装置により感知される異常の有無を、警備員が待機する基地局において受信する機械警備とする。

4 警備業務の内容

- (1) 火災、盗難等の事故発見・防止及び初期処置に関する業務
- (2) 機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他警備業務にあたり必要と認められる業務

5 警備業務の実施

- (1) 上記4の警備内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については、誠意を持って行うものとする。
- (2) 警備業務要領を作成し、これを事前に提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (3) 緊急時の対応についての業務処理責任者等の指定を委託者に提出するものとする。

6 警備用機器

- (1) 本件警備に必要な防犯機器及びこれに付随する一切の設備（以下「機器等」という。）の設置は、別添図面及び別紙「設置機器一覧」のとおりとし、機器等設置に伴う電話回線の設置及び通信費についても、受託者の負担とする。
- (2) 機器等によって感知した異常は、受託者設置の電話回線を利用し送信すること。
- (3) 庁舎に備えている火災報知器、ガス漏れ警報器及び空調機等自動制御装置を機器等により監視すること。
- (4) 前号の機器等によって異常を感知し、送信した信号を受信する装置等を基地局に設置すること。

7 警備実施時間

警備実施基準時間は次のとおりとし、受託者は、当該時間内において、委託者から機器等による警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、委託者から警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。

警備開始から警備終了までの時間において、受託者は基地局に設置された機械警備装置により、異常等の有無を間断なく監視する。

なお、警備が開始されるまでの時間及び解除された後における警備は、委託者の責任において実施するものとする。

- ・ 平日 17:30～翌朝8:45まで
- ・ 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 8:45～翌朝8:45まで

8 受託者の基地局（及び待機所）

- (1) 基地局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 基地局 | 名 称 |
| | 所在地 |

- (2) 待機所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 待機所 | 名 称 |
| | 所在地 |

9 緊急時の対応

警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等を遵守すること。

警備業務中に異常警報を受信したときは、次の措置を講じるとともに、速やかに委託者の指定する職員に通報するものとする。

- (1) 防 犯

盗難、暴力破壊発生時と判断した時は、警備員を臨場させ、異常事態の内容を確認するとともに、関係官庁に通報する。

(2) 防 火

火災発生と判断した時は、直ちに関係官庁に通報するとともに、警備員を急行させ、必要な措置を講ずること。

10 機械装置の設置及び撤去

(1) 機械装置を設置する場合は、事前に委託者の承認を受けるとともに、設置完了後は遅滞なく、機械装置設置状況図（配線に関する事項を含む）を作成して委託者に提出しなければならない。

(2) 契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により機械装置全てを撤去する場合は、事前に委託者と協議のうえ実施するものとする。

(3) 設置及び撤去の費用については、受託者の負担とする。

(4) 機械装置の設置及び撤去等に伴い、機械警備を実施できない間は、受託者は有人警備を実施するものとする。

11 鍵の授受及び保管

警備業務上必要とする施設の鍵は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 厳重に取扱い、保管すること。

(2) 鍵は、警備業務以外には使用しないこと。

12 機器等の保守点検

(1) 委託者に設置された警備装置の機能について、受託者は適宜保守点検を行う。

万一、機械機器の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じなければならない。

(2) 機械装置の交換や修繕に係る費用については、受託者の負担とする。

13 報告書の提出

受託者は毎月5日までに、警備稼働状況報告書（別記第2号様式）を委託者に提出するものとする。

ただし、4月分及び12月分については、8日までに提出するものとする。

なお、提出日が閉庁日であるときは、その前日までに提出するものとする。

また、受託者は、機械警備業務において異常警報を受信し、警備員が巡回等を行ったときは、その具体的な内容及び対処方法等について、文書で速やかに委託者に報告するものとする。

14 ICカード及びセキュリティー警備キー等の貸与

受託者は本業務において使用するICカード等を委託者が指示する枚数分を委託者に貸与する。

なお、職員数の増減等により委託者が指示する枚数に不足が生じた場合においても、受託者が負担する。ただし、職員等の紛失・棄損時については、委託者がこれを負担するものとする。

15 その他

この処理要領に定めのない事項については、委託者と受託者と協議のうえ定めるものとする。